

○広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領

平成21年1月20日要領第1号

改正

平成22年6月30日

平成22年11月5日

平成24年1月1日

平成25年3月27日

平成28年9月30日要領第4号

平成29年10月1日要領第2号

広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が交付した各種証明書等を市民が持ち帰るために利用する広告入り封筒(以下「窓口封筒」という。)の製作及び無償提供に関し、常滑市広告掲載基本要綱(平成20年常滑市要綱第15号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(窓口封筒の規格等)

第2条 窓口封筒の規格、枚数、掲載位置その他の条件等は、広告入り窓口封筒無償提供者募集要項(以下「募集要項」という。)で定めるものとする。

(窓口封筒の設置場所)

第3条 窓口封筒は、本庁の窓口に設置するものとする。

(窓口封筒の設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、1年間とする。

(設置台の貸与)

第5条 無償提供者は、窓口封筒の設置期間中、窓口封筒を設置するための設置台を市に無償で貸与するものとする。

2 設置台の規格、色、個数その他の条件等は、募集要項で定めるものとする。

(無償提供者の募集)

第6条 窓口封筒の無償提供者の募集は、市の広報紙及びホームページで行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、市民窓口課長が募集方法を決定するものとする。

(無償提供者の申込み)

第7条 無償提供申込者は、募集要項の規定に従い、常滑市広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第1）に常滑市広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書（様式第2）を添えて、指定する期間内に市長に提出するものとする。

（無償提供者の決定）

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載の可否、その他の条件について審査し、無償提供申込者が複数の場合は抽選とする。ただし、別に定めた方法により選定する場合はこの限りでない。

2 広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第3）により無償提供申込者に通知するものとする。

3 前項に規定する許可通知書の発送をもって、無償提供者はこの要領及び要綱に規定する無償提供者としての責務を負うものとする。

（確認書の締結）

第9条 市長は、窓口封筒の製作及び無償提供に関する内容に関して、無償提供者と確認書を締結するものとする。

（広告の募集）

第10条 広告主及び広告の募集は、無償提供者がこの要領及び要綱の規定に従い募集するものとする。

2 無償提供者は、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する法人又は個人事業主の広告を優先的に掲載するよう努めるものとする。

3 無償提供者は、広告主を募集するときは、自らが広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮するものとする。

（窓口封筒の原稿作成及び提出）

第11条 無償提供者は、窓口封筒の原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 原稿は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。

3 無償提供者は、広告主、原稿内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に窓口封筒を製作するものとする。

（窓口封筒の納入）

第12条 無償提供者は、窓口封筒を指定する期日までに協議のうえ定める提供方法により納入するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 無償提供者は、窓口封筒を1束100枚ごとに区分し、種別ごとに箱に入れて納入するものとする。
- 3 無償提供者は、市が指定する期日までに窓口封筒の納入ができないときは、広告のない封筒で市が指定する市政情報を掲載したものを市に無償で納入するものとする。

(注意事項)

第13条 窓口封筒の製作並びに窓口封筒及び設置台の納入及び撤去に要する費用は、全て無償提供者が負担するものとする。

(問題発生時の対応)

第14条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、速やかに問題の解決に努めるものとする。

- 2 市及び無償提供者は、広告主及び広告内容に問題が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
- 3 無償提供者は、前2項の場合において、広告主及び広告内容の変更の必要が生じたときは、速やかに当該窓口封筒を回収し、改定版を納入するまでの間、広告のない封筒で市が指定する市政情報を掲載したものを市に無償で納入するものとする。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、要綱及びこの要領の規定に抵触していると判断するときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

- 2 前項の場合において、無償提供者は、速やかに当該窓口封筒を回収し、改訂版を納入するまでの間、広告のない封筒で市が指定する市政情報を掲載したものを市に無償で納入するものとする。

(無償提供者の取り消し)

第16条 市長は、次の各号に該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (2) 指定する期日までに窓口封筒の納入がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。
 - (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
 - (5) 書面により無償提供者の決定の取消しの申出があったとき。
 - (6) その他、印刷物等への広告掲載が適切でない判断したとき。
- 2 前項の規定により取り消した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。また、納入済みの窓口封筒は返品しない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月20日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この要領は、平成22年6月30日から施行し、改正後の広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年11月5日）

この要領は、平成22年11月5日から施行する。

附 則（平成24年1月1日）

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日）

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成28年9月30日要領第4号）

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日要領第2号）

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

常滑市広告入り窓口封筒無償提供申込書

年 月 日

常滑市長 殿

申 込 者
(所在地)

(名称及び代表者)

印

広告入り窓口封筒無償提供者募集に応募したいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

申込みにあたっては、常滑市広告掲載基本要綱、広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領及び広告入り窓口封筒無償提供者募集要項の内容を遵守します。

また、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

本年度及び前年度の無償提供の実績			
(ふりがな) 担当者氏名			
電 話 番 号		F A X	

様式第2（第7条関係）

常滑市広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書

年 月 日

常滑市長 殿

申 込 者
(所在地)

(名称及び代表者)

印

次のとおり提案します。

- 1 確認書締結から納入までのスケジュール
- 2 広告主募集方法及び広告掲載基準
- 3 問題発生時の対応
- 4 納入方法及び納入時期
- 5 封筒のデザイン
- 6 その他

様式第3（第8条関係）

広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書

第 年 月 日

様

常滑市長

年 月 日付けで申込みのありました広告入り窓口封筒無償提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可します。
	<input type="checkbox"/> 許可しません。
提 出 書 類	確認書締結から無償提供までの日程表を 月 日までに提出してください。